※ ※ ※ 産業分類番号 ※ 企業分類番号 ※ 企業規模番号 ※ 企業規模 ※ 企業規模番号 ※ 企業規模 ※ 企業 ※ 企 ※ 企業 ※ 企														枚	のうち		枚目																	
			1. 1~9人 2. 10~29人									_ 賃	金	改			況	調調	査	票				厚生	労働省	î	秘)						
										連絡	先 ′	ΓEL		_		_				•	•				_	>1 <						•		
										主な生産									;			された事項につ		}							Н			
										又 は 事 : 主要とは総: 高いものを	売上高の	最も										使ったり、他に	ニ漏らし	}							5			
																		_				りません。 へへへへへ	····	~.ર્ડ						•				
記 入 担 当 者 法 人 番 号														1		4												政	存統	計				
												の場合	、法人	番号欄は記	人不要	です。		令	和6年		ら令和6	5年6月までの 「げを実施しま			・ベースア	ップ・1	賃金力	ット等の	の名称の如何に	関わらず、				
1. 事業所に	事業所に関する事項 (注) 2枚目以降については、「1. 事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。															1										金改定の実施期間は 年と比較して、								
	所の労働者数					人 (4))事業			F度の年			日数			1.	В		ctz to	f=11								%		F	1 変わられ			
(臨時、パートを含む) (令和4年4月~令和5年3月) (2) 事業所の月間所定労働日数 (5) 事業所の令和5年度の年間所定労働日数												7 -			美 加	値してい	17£ V 1	*			峰実施の予] [3 遅かっ7							
	(令和6年6月分) Fの通常労働日の]· [H		(令和	15年4	.月~令和	16年3	3月)					日			賃金	金改定は	ί, 📜			医施したが 今年は凍			以降 実加	施の予定。	- L	4 その他			
1 日 の) 所 定 労 働 時 間 数			時間		分																			よいし、今					1				
	関する事項	(2)		(1)	(=)	ı					-			\	V	Λ 1	<u></u>	- Fr 0 F 0				5 l/f=	牛は実別	色しなかっ	ったが、今	年は7月								
(1)	(2) 労働者番号	(3)		(4) 就	(5) 年			(6	5)					(7)	+1	分 木	印 5	5年6月分(8)	ì	(9	9)	(10)			(11)	f	う 和	6 年 6		(1	3)	(14	.)
一連	番号、記号、氏名 (イニシャル)等どの			業		勤続年数						賃金形態及び基本給額						諸 手 当		月労間働		1 労日働				諸手	新 手 当 月労		労	1 労日 個	片			
番号	方法でも結構ですが、 後に内容についてお	性		形		2 ⊞	2 П	6月	1 年	2年3:	455.4			さら月 給額を 寺間給額を			き賞	(月 額) (() () () () () () () () () () () () ()		所		の時			給なら月糸 よら時間給					手当、宿日	所		のほ	寺
10人目以降 は十の位を	尋ねすることがあり ますのでそのときに			態	齢		以上	以上	以上	4 1	トい。	-			1		直	直手当などは除きま	す。	定	数	定数	١,٠°						直手当などは	除きます。	定	: 1	所 定数	
は十の位でく 記入してく ださい。	分かるようにしてお いてください。	男	大般	パート	歳		6月	1 年 未満	2年		料		時間給	万	ī 手 ī	五十 [円	万千百十		十 一 の の 位 位	/一类	ト 数 時間 / タ 京	月給		時 間 給	万目	千百	十円	万千	百十円	+ - の の 位 位	/一数	時間	分
1		1 2	2 1	2		1	2	3	4	5	1	2	3										1	2	3									
2		1 2	2 1	2		1	2	3	4	5	1	2	3										1	2	3									
3		1 2	2 1	2		1	2	3	4	5 (5 1	2	3										1	2	3									
4		1 2	2 1	2		1	2	3	4	5 (5 1	2	3										1	2	3									
5		1 2	2 1	2		1	2	3	4	5 (5 1	2	3										1	2	3									
6		1 2	2 1	2		1	2	3	4	5 (5 1	2	3										1	2	3									
7		1 2	2 1	2		1	2	3	4	5 (5 1	2	3										1	2	3									
8		1 2	2 1	2		1	2	3	4	5 (5 1	2	3										1	2	3									
9		1 2	2 1	2		1	2	3	4	5 (5 1	2	3										1	2	3									
0		1 2	2 1	2		1	2	3	4	5 (5 1	2	3										1	2	3									
(注)記刀	人に当たっては、別添の	「賃金改定	2 状況調	 	入要領」	をご覧	の上、	黒又に	ま青の	ボールペ	ンを使	って、		(太線	!) の中	に記入	してく	ください。なお、氵	※欄は	記入した	ないでく	(ださい。												